

Title	所功氏学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.3 (1987. 3) ,p.131- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870328-0131">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870328-0131</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会学的方法に基づく「ドイツ政党制の研究」として先駆的業績であるとともに、わが国における斯学の領域に貢献するところ多大なものがあることを認めたい。

これらの理由に基づき、われわれは加藤秀治郎氏に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することを適当と考える。

昭和六十一年九月

主査	慶應義塾大学法学部教授	多田	真鋤
副査	慶應義塾大学法学部教授	堀江	湛
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	奈良 和重

## 所 功氏学位請求論文審査報告

所功氏の学位請求論文は、左の一篇である。

「平安朝儀式書成立史の研究」。

### 一

儀式なる書は、奈良平安時代において、律令格式とともに重んぜられた書籍であって、それは天皇を中心として、君臣が協同してとり行う政務達成を目的とする法規範を集成せる法典であった。而して、これ等の書は、古代中国において、「礼」と称された規範が、律令格式と平行して編纂されたことに倣い、日本で編纂されたものであって、その時期は、恐らくは推古朝に遡るものと考えられる。

律令は基本法であり、それ故に公の場面における政務遂行方法については、事の大体を定めるに過ぎない。従って、儀式、即ち朝儀についての詳細を定める規式なくしては、それを政治の場において具現することは不可能であった。

奈良平安時代の法制の研究において、儀式の書を無視することは、あたかも龍を画いて、眼を入れざるに等しいといわざるをえないのである。

しかるに、儀式に関する本格的な研究は、今日甚だしくたち

遅れをみせている。その第一の理由は、応仁、文明の大乱によって、宮中、或いは公卿の家に伝えられていた多くの儀式書が焼失し、今日首尾一貫して伝来せるものが殆どないということであり、第二の理由は、残存せる儀式書といえども、書き入れ、頭書等、著者自身及び後人の加筆とおぼしき部分が多く、その成立年代を確定することすら困難な場合が多い故である。

テキスト研究が充分に行われないうち、当該史料を使用し、論を展開しえないことは、政治史、法制史を問わず同じである。かつての幕末、明治初年の有職故実の学は、かかる基本的な誤りを犯し、式条の非歴史的解釈に没頭し、遂には万巻の研究書が、ことごとく砂上の楼閣に墮したことは、覆車の戒めとして、後学の忘却しえない処といわざるをえない。

従って、今日、儀式に関する諸書の基礎的研究を進めることは、法制史家にとつても、緊要のことといつて過言ではないと考える。本著作は、まさにかかる要望の一端を達成するものであり、著者が、各地の図書館を歴訪して、より良き写本をあさり、応仁文明以前に成った典籍より、儀式諸条の逸文を拮据し、更に、その記載内容を比較して、当代儀式書の成立時期、編者等の確定につとめ、進んでそれを当代政情に関連づけて考証を行ったことは、ことごとく現在の法史学界に、多大なる便益をもたらさうることとして、これを評価しうるのである。

二

本論考の内容は、次の四部より構成されている。その一は、多少の欠損はみとめられるが、とにかく、その大半が伝えられている儀式書についての研究であり、その二は、かかる儀式書に記載されている個別的行事の内容研究であり、その三は、儀式と重要な関係をもつ年中行事の書についての検討であり、その四は、原本が散逸し、現存していない儀式関係書の復原、並びに未刊史料の紹介等々である。

以下各篇、各章において達成された研究成果を中心として、これを紹介しておこう。

第一篇、第一章は、平安前期に成った勅撰儀式書の一つ「内裏式」をめぐつての考証である。即ち、この書成立の経緯、それと類似の内容をもつ疑問の書「内裏儀式」との関係、原「内裏式」欠損部分の復原等が、その考察の対象としてとり上げられていゝ。

右の考察の中、特に注目すべき点は、「内裏儀式」なる一書を以て、弘仁九年頃より十一年の時期において、奈良時代より個々の儀式文を集成せるものに擬し、進んでそれを「内裏式」編纂に際しての資料集と仮定したことである。審査員中の利光は、かつて「令集解」なる書を以て、天長年間になつた「令義解」の編纂資料を転写したものであるという仮説を提出したことがある。著者の推論は、この種の慣例が、平安初期において一般的であつたことを想定させ、右の考察を補強する材料ともなはしうらうと思ふ。

次に、「内裏式」自体の問題としては、二十篇に及ぶ現存本に存在しない編目名と、それぞれに該当する逸文の存在とが指摘されていることが特に重要である。現存本の倍近い原「内裏式」の体裁が明らかになりつつあることは、弘仁期における法典編纂の盛事を推量せしめるものである。

第二章は、今日単に「儀式」なる名称の下に伝えられている一書を対象としたものである。著者はこれを追改があることを認めた上で、「貞観儀式」そのものと考え、更に、その内容より推量して逸書「延喜儀式」なるものは、本書の一部に対して、多少の修正を加えたものであるという結論に到達している。

なお、この考証の過程において、著者は、「鴨脚鴨脚秀文氏旧蔵文書」より、確定的に「延喜儀式」の逸文とみられるものを指示しているが、それは近時の同儀式不存在説を否認する積極的証拠の発見として注目すべきことでもある。

第三章は、源高明の手になる「西宮記」の研究である。即ち、本書については、その大半が高明が最も官界において勇飛していた天徳、応和の頃に作成されたものであること、その後の修正は、高明自身のものは、比較的少数であること等が考証されている。そこには、書誌学的研究と、安和の変を中心とする政治史的考察との巧みな結合が見出されて注目に値している。

次に、本章の考証は、統一して現存の「西宮記」十巻本に及び、本書については原編者の薨後、約三十年を経て、相当な修訂が加えられていること、更に、そこに附された裏書、勘物の類の

大半は、平安中期の公卿源経頼の加筆であること、その中には平安末期の別の検非違使庁関係の別書も取り合わされていること等々が結論されている。十巻本、巻末の一編は、法制史家が使庁研究において多く引用する書であるが、その使用に配慮を要することは、早川庄八氏の指摘に加えて、本書の考察によって、殆ど自明のこととなったとみてよい。

第四章は、「北山抄」についての考証である。この書については、既に和田英松博士の詳細な先行論文が存在するために、著者は、百尺竿頭一步を進めるといふ態度の下に、主として古写本の再調査を行い新しい成果をあげている。

本章において、特に注目すべき部分は、別本「北山抄」と称される現行流布本とは異なる写本の研究である。

永正十七年冊子本に含まれる「官奏事北山抄」は、従前疑義多き書とされ、別本なる名を以てよばれてきた。しかし、著者は、本書の内容を精査して、この書もまた「北山抄」編者藤原公任の著述であって、「北山抄」の部分修訂本とみるべきであると推断している。本章末尾には、未刊の別本が複製されているが、それは後述官奏に関する政務遂行方式を知るために必見のものといえる史料である。

第五章は「江家次第」についての考証であり、これまた和田博士の先行論考に修正補足を加えるという形式を以て論が進められている。而して、その中、著者が、古写本と流布本との異同を精密に調査していること、本書と先行の儀式書との親子姉

妹関係を追究していること等は、特に着目に価する。何故なれば、その考証の過程において、本書成立の経緯は、更に明瞭に浮きぼりされるに至っている故である。なお、本章末には、本書欠佚部分の逸条が集成されており、甚だ便宜といえる。特に、その中の広橋本のみに伝わる巻四裏書の「除目」関係史料の如きは、複雑な除目手続を知るための基礎的文獻の一つとして重んぜられるべきものである。

### 三

第二篇は、「主要儀式文の研究」と題せられ、平安期における主要な儀式手続中、五例がとり上げられ、当該行事成立の時期、並びにその史的背景等が考証の対象とされている。即ち、ここにいたって、著者の研究は、儀式書の書誌学的考察より内容研究へと進められている。

本篇において挙示されている儀式は、元旦四方拜、朝賀、大嘗祭、御元服、官奏等の五例であるが、本審査報告においては、平安朝政治制度史に最も関連が深い「官奏」についての著者の見解を紹介し、以て本篇成果を代表するものとしておきたい。

平安朝の公卿の日乗に散見する「官奏」なる手続については、それが重要政務と認められていたことは知られるが、その対象たる政務の種類、成立時期等、いまだ明確にされていない部分が多い。仍って、著者は、儀式諸条、並びに日記その他にみえる具体例等を総合して、これを前代の律令奏上手続と比較して、

その実体に迫るべくつとめている。

著者の当該制度の内容についての見解を一言にしてのべるならば、「官奏」とは、公式令奏事式の後身であって、即ち、諸司諸国よりの解状を、太政官が審議して奏上する手続を指示し、その特徴は、律令のそれよりも、はるかに簡易であるという点に集約しようということにある。所論おおむね実証的であって傾聴に価する。

但し、律令解釈の上においても、大事を議する論奏と、中事を議する奏事との区別は、余り明瞭でなく、明法家の論争を生んでいる。故に、論奏と官奏とについても、更に当代における実例を多く集めて、考証を進める要があると思う。

次に、「官奏」制成立の時期については、著者は、これを太政大臣藤原基経が、関白として諸政内覧の権を把握する、光孝、宇多の時代に生れたものとし、手続きとしては、次代の醍醐帝の頃に完成せられたとしている。即ち、この手続は、摂関政治の確立の下に生れ、摂関制の特徴である律令的合議制の後退を象徴するという新見解であって、きわめて興味深いものといえよう。

なお、右論考においては、官奏は、「天皇の指名をうけた特定の公卿のみが行う」という従来の見解が単純に援用されている。しかし、かかる権力者との特殊信頼関係が、政治の場において、重要な役割をもつ例は、外に弘仁以降盛んとなる令外官宣旨職にも、その傾向が見出される。両者の背景にある史的

事情の異同については、追究されるべき論題であって、研究のいま一層の発展を期待したい。

#### 四

第三篇、第四篇は、儀式と重要な関連をもつ諸書の研究であって、著者の目的は、再びテキスト研究へとたちもどっている。第三篇、第一章においては、「年中行事障子」、及びそれと系統を同じくする「年中行事」の諸書がとり上げられ、それらの成立時期等が考証されている。即ち、仁和年間になった最初の「障子文」と、その後の修改部分との別を明らかにすることが本章における著者のねらいであって、その考察は精密をきわめている。

なお、本章に付載されている藤原貞幹の「年中行事集説」は、未刊の書であり、その複製は意義あるものと思う。

第二章は、「小野宮年中行事」の研究であって、岩橋小弥太博士の先行論文を参照しつつ、この書の儀式文の母法ともいえるべき参考文献について考察が重ねられている。

その考証によれば、当代年中行事の書の大半が、編者として伝えられている人物自身の創作ではなく、それ以前の書を綴り合せたものに過ぎないことが想定されている。年中行事の書に列挙されている儀式文を史料として使用する場合には、その沿革を考慮に入れる必要性を痛感せしめる一文といえよう。

第三章は、「江家年中行事」の研究であり、先ず未刊の書で

ある本書全文が複製され、ついで、その伝来、加筆修正者、加筆の範囲、経過などが考察の対象とされている。

第四章は、「年中行事秘抄」の研究であって、古写本尊経閣本奥書が紹介され、この書の伝来経過がたどられ、本書と中原家との関係がたどられている。

第五章は、前章の続編であって、外記職中原家に伝わる年中行事書の二、三がとり上げられ、その編者が擬定され、併せて、外記なる職の局務家に、何故に年中行事についての知見が必要とされたか等の法史的研究が重ねられている。

最終篇、第四篇は、儀式と関連が深く、しかも逸書となっている「寛平御遺詔」、「藏人式」、「清涼記」などの諸書を復原することが、その主たる目的である。逸条発見のために、著者が捜求した典籍はおびただしく、著者の苦心の跡がしのばれる。

なお、本篇末尾第二章は、天曆三年「神祇官勘文」、並びに「鴨脚秀文文書」の研究にあてられているが、これは本篇の附論をなすものといえよう。

#### 五

以上、きわめて簡略に、千頁に近い請求論文をあとづけ、若干の論評を加えてみた。しかし、この簡略な報告書によっても知られる如く、本著作における研究対象は、まことに多岐をきわめている。仍って、読者としては、しばしば亡羊の嘆を抱かざるをえない部分も、また少しとしない。しかし、その因由は、

この種の研究が、広範囲に亘って未開拓であった故であり、これをすべて著者の責に帰することは、やや酷に過ぎるというてよい。もし望蜀が許されるならば、本論考を二分して、史料、解説の二篇となせば、いまま少し、読者に親切であったのではないかと考える次第である。

それはともかくとして、本論文は、今後の古代法研究に、多大なる便宜をもたらし得るものであり、特に、かかる手がたい文献考証の上に構成される著者自身の更に広範囲に及ぶ研究は、学界に大きなのりをもたらすものと期待しうる。

現今の法史研究が、古代法についてやや変則的發展を示していることは遺憾ながら事実である。即ち、律令本文については、きわめて詳細なる論文が、踵を接して発表されているが、一方、その施行、特に平安以降における法の実施の様相については、いまだその緒についたばかりという感が深い。仍って、再言するが、本論文は、現今学界の渴をいやす、空谷の跽音の如き書として、これを推奨しうるものと考えらる。

以上を総合して、審査員一同は、一致して本請求論文を以て、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授けるにふさわしきものとの評価に到達した次第である。

昭和六十一年九月

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	利光三津夫
副査	慶應義塾大学文学部教授		村山 光一
副査	慶應義塾大学法学部助教授	法学博士	向井 健

## 小林良彰氏学位請求論文審査報告

小林良彰氏から提出された学位請求論文は単著「計量政治学」である。

本書は、小林良彰君がわが国の投票行動、政治的態度・行動マス・メディアの政治報道等に関して計量的手法を用いて分析した諸論文を体系的に収録したものであり、第一部「地域特性と投票行動に関する計量政治学」、第二部「選挙予測に関する計量政治学」、第三部「政党支持に関する計量政治学」、第四部「マス・メディアに関する計量政治学」の四部から構成されている。

観察と測定を通じて政治行動を厳密に記述することは、科学としての政治学の目標である。このことが提唱されるようになってから久しいが、わが国において実際に政治行動を観察し、これを計量的に分析した経験的業績は少ない。もちろん昭和三〇年代以降、社会調査や実験室的心理テストを通じての研究が行われなかったわけではないが、その分析手法として用いられる統計的手法やデータ処理の手法は厳密性において必ずしも今日の統計学やコンピュータ・サイエンスの発達に見合うだけの洗練されたものとはいえない。小林良彰氏は指導教授であり本学位審査の副査でもある堀江湛教授によって塾理工学部鷲尾